

まだ間に合う！給付金・税制

59号では、労務・融資面での新型コロナウイルス感染症に伴う支援策をご紹介しましたが、今回は今から間に合う支援策をまとめました。(税理士 林 幸・鶴澤 健太郎)

持続化給付金・家賃支援給付金

まずは持続化給付金と家賃支援給付金の比較表です。

項目	持続化給付金	家賃支援給付金
対象者	大企業以外※	
給付金の目的	事業の継続	賃料の負担軽減
給付要件	1ヶ月の売上が前年同月比50%以上減	左記の要件or連続3ヶ月間の売上が前年同期比30%以上減
対象月	令和2年1~12月	令和2年5~12月
給付上限	法人200万円 個人100万円	法人600万円 個人300万円
申請締切時期	令和3年1月15日	
申請方法	原則オンライン	
必要な書類	確定申告書類 対象月の売上台帳等 通帳の写し等 本人確認書類 (個人事業者のみ)	左記の書類に加えて 賃貸借契約書 支払賃料の領収書等 代表者の自署による誓約書

※資本金・出資金が10億円未満の法人。資本金等のない法人・個人は常時雇用する従業員が2,000人以下。

□ 家賃支援給付金の注意点

半年分の家賃が満額給付されるものではなく、法人の場合は以下の式で計算された金額が給付されます。

月額賃料	計算式(最大で法人600万円)
75万円以下	月額賃料 × 2 / 3 × 6
75万円超	(50万円 + (月額賃料 - 75万円) × 1 / 3) × 6

また、「支払賃料の領収書等がない」「契約が自動更新のため契約期間に申請日が含まれていない」「契約書の賃貸人と現在の賃貸人の名義が異なる」等の場合には、「賃貸人の自署のある追加書類」が必要になります。



納税猶予制度の特例

令和3年1月末期限(2月1日納付期限)までの国税及び地方税について、①令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)で売上等が前年同期比20%以上減 ②税を一時に納付することが困難、の要件を満たす場合は、1年間の無担保かつ延滞税無しの猶予が認められます。

固定資産税・都市計画税の減免



令和3年度の固定資産税・都市計画税が減免されます。申請期間は令和3年1月4日から令和3年1月末日です。

【減免対象】

資本金・出資金の額が1億円以下の法人。資本金等のない法人・個人は常時雇用の従業員が1,000人以下

【減免を受けられる条件】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上合計が、前年同期比30%以上減

【減免率】

売上減少率が30%以上50%未満の場合：50%
売上減少率が50%以上の場合：100%

□ 申請の手続き

認定経営革新等支援機関等の確認・署名が必要な為、認定支援機関等に①減免申告書 ②前期決算書・今期の会計帳簿等を提出します。次に各自治体に認定支援機関等署名済の上記①②の書類を提出します。認定支援機関等の確認・署名は受付中です。私ども林事務所も認定経営革新等支援機関です。お気軽にご相談ください。

欠損金の繰戻し還付制度の特例

中小企業者等にのみ認められていた欠損金の繰戻し還付制度が、資本金の額が10億円以下の法人(みなし大企業を除く)についても適用可能です。還付請求の基準額は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額です。

消費税課税事業者選択変更の特例

通常は、消費税の各種届出書の提出期限は、適用課税期間の前期末までですが、下記の特例があります。

・消費税課税事業者選択または選択不適用の変更

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの任意の期間(1ヶ月以上)の収入が前年同期比概ね50%以上減少した場合、当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し税務署長の承認を得ることで、課税事業者選択または課税事業者選択不適用への変更ができます。また翌課税期間に選択をやめることも可能です。

・消費税簡易課税制度選択または選択不適用

コロナウイルス感染症等の影響を受けている旨を記載した届出書を申告期限までに提出すれば、簡易課税の選択又は変更は当該課税期間から適用されます。